

## 最終合意書の概要

### 前文

- ・ 志津霊園（本昌寺）墓地移転問題の解決及び佐倉都市計画道路勝田台・長熊線の早期開通を図るため、本昌寺の名と責任において、株式会社大林組に対し墓地造成工事を依頼し、その工事を完成させることを前提に最終合意する。
- ・ 最終合意書は、双方が問題解決のために互譲した和解なので、市においては和解の議会議決、本昌寺において責任役員会の議決等をそれぞれ完了した場合に発効する。

### 第1条・第2条（基本事項）

- ・ 都市計画道路勝田台・長熊線の早期開通のため、相互に協力し、誠実に対応する。
- ・ 志津霊園に存在する本昌寺墓地及び建物等の物件を移転代替地に移転させる事業を、相互の協力のもとで完了させることに合意する。
- ・ 平成15年5月23日に締結した基本合意書の合意事項について、承継することに合意する。

### 第3条（市の履行すべきこと）

- ・ 移転代替地造成工事を完了させるため、造成工事費相当額を支払う。
- ・ 本昌寺が所有する墓地及び建物等の物件について移転補償費を支払う。

### 第4条（本昌寺の履行すべきこと）

- ・ 移転代替地造成工事を平成25年3月末までに、移転事業を平成27年3月末までに完了させる。なお、移転事業に必要とされる一切の行為・手続は本昌寺が行い、市は可能な範囲内で協力する。

### 第5条（代替地造成工事）

- ・ 移転代替地造成工事の着工時期について、平成22年2月を目途とすることに合意する。
- ・ 移転代替地の土砂について土質等の調査を実施した結果、有害物質が発見されたときは、別途協議するものとする。

#### 第6条（本昌寺所有物件の補償）

- ・ 本昌寺の所有する物件の補償費については、平成21年度の補償基準及び単価を用いて算定する。
- ・ 本昌寺の所有する物件の補償費については、算定基準日を平成21年8月1日とし、以後に増加した物件については、本昌寺合祀墓に新たに収蔵された霊体を除き、補償の対象としない。

#### 第7条（支出額）

- ・ 造成工事費相当額は、7億3000万円とする。
- ・ 本昌寺の所有する物件の補償費は、1億169万9830円及び合祀墓霊体増分とする。

#### 第8条（墓地使用者への補償）

- ・ 墓地使用者墓地の物件移転に係る補償費について次の事項を確認する。  
補償額は、志津霊園から移転代替地への移転費用として算定する。  
永代使用权は補償費算定の対象とならない。

#### 第9条（移転反対者への対応）

- ・ 移転反対の墓地使用者への対応については相互に協力する。

#### 第10条（過去の清算）

- ・ 志津霊園墓地移転対策協力会については、現時点では実態としては自然消滅していることを相互に確認し、必要な場合には、協力して組織を解消させる手続等を行う。
- ・ 移転事業に関して、市と協力会が締結した昭和63年6月15日付け「費用負担協定書」及び同月27日付け「合意書」については、最終合意書の締結により失効するものであることを合意する。
- ・ 基本合意書に基づき本昌寺から市へ返還された1億5000万円の最終処理の解決金として、1000万円を平成25年3月末までに本昌寺から市に支払う。

#### 第11条（賠償の予定）

- ・ 市と本昌寺とは、本合意により定められた各々の義務を誠実に順守することとし、これに反して履行がなされない場合には、移転事業を中止し、原因者に対して損害賠償を請求することができる。

#### 第12条（細目書）

- ・ 最終合意書の細部については「細目書」で定める。

#### 第13条（訴訟提起前の和解）

- ・ 市と本昌寺とは、それぞれの義務の履行を確保すべく、最終合意書の趣旨に沿った、民事訴訟法第275条が規定する「訴訟提起前の和解」を行う。

#### 細目書第1条（移転代替地造成工事）

- ・ 造成工事費相当額は、移転代替地造成工事の既済割合に応じ、その既済部分の確認後に支払う。ただし、東日本建設業保証株式会社による前払金の保証が付された場合は2億円の前払金相当額を支払う。
- ・ 支払時期については、各年度につき1回、原則として各年度末に支払う。
- ・ 移転代替地造成工事が完了した段階では、造成工事費相当額の10分の9を限度として支払い、志津霊園内の本昌寺土地が更地の状態となった後に、残り10分の1を支払う。
- ・ 市は、前払金相当額金2億円の支払いを行う場合は、東日本建設業保証株式会社から本昌寺が受け取るべき保証金等について質権を設定する。
- ・ 本昌寺は、志津霊園内本昌寺土地や移転代替地に隣接・近接する地権者等との紛争を自らの責任と費用において解決する。なお、市は、必要に応じ、可能な範囲内で協力する。
- ・ 本昌寺は、移転代替地造成工事の完了を市が確認した後に、移転工事に着手する。

#### 細目書第2条（本昌寺所有物件の補償）

- ・ 本昌寺の所有する物件の補償費は、移転工事の着手時と完了後、それと志津霊園内の本昌寺土地が更地の状態となった後の3回に分け、工事着手時には4570万円を、工事完了後に金4580万円を、更地状態の後に残額を支払う。
- ・ 補償額明細などについては、別途協定書を締結する。

#### 細目書第3条（墓地使用者所有物件の補償）

- ・ 墓地使用者の墓地区画内の物件移転に係る補償費については、算定基準日を平成21年8月1日とする。
- ・ 算定基準日の翌日以降、墓地区画の新規使用が行われたものについては、その墓地区画の移転に係る事務・補償費は、本昌寺が一切を負担する。
- ・ 本昌寺墓地外へ移転する日までの間に増加した霊体については、改葬費・祭し料を市が補償する。
- ・ 算定基準日の翌日以降、墓地区画内における物件（霊体を除く。）の増加により、新たに発生する移転費用については、本昌寺の負担とする。

#### 細目書第4条（委任状提出者）

- ・ 既に委任状提出済である墓地使用者についての補償契約は、平成22年3月末までに締結する。
- ・ 最終合意後に委任状が提出される墓地使用者についての補償契約は、委任状が提出された後速やかに締結する。
- ・ 行方不明者の補償契約は、本昌寺が市と締結する。
- ・ 委任状提出者・行方不明者に係る補償契約は、墓地使用者の墓地区画ごとに締結し、その概要は、次のとおり。

補償費の算定については、委任状提出済・行方不明者は平成21年度の、最終合意後に委任状が提出される墓地使用者は契約時の補償基準及び単価を用いて算定する。

補償費の支払いは、当該墓地区画の移転工事につき、着手時・完了後の2回に分け、着手時に補償費の2分の1を、完了後に残額を支払う。なお、支払の際、墓地使用者に補償金内訳書を交付する。

#### 細目書第5条（代理受領等の予定）

- ・ 代替地造成工事費相当額・本昌寺所有物件の補償費について、移転事業が円滑に行われるよう、代理受領等を行う。

#### 細目書第6条（財産処分・墓地廃止）

- ・ 本昌寺は、市の指示に従い、志津霊園内本昌寺土地の財産処分手続を行う。
- ・ 本昌寺は、財産処分手続・墓地移転が完了したときは、完了後1箇月以内に本昌寺墓地の経営廃止手続を行う。

#### 細目書第7条（収用等を行う場合）

- ・ 志津霊園内本昌寺所有地の全部又は一部への土地収用等により、本昌寺・墓地使用者等に市が補償を行う場合、その補償に所有権・永代使用権など、土地（志津霊園内本昌寺所有地）に関する権利の補償が含まれているときは、本昌寺は、その含まれる権利補償相当額を市に支払う。
- ・ 移転反対の墓地使用者への対応に関して、市が移転代替地を確保する必要がある、市から本昌寺に移転代替地の確保の依頼があったときは、本昌寺は、市に無償で、下志津・畔田の墓地用地に移転代替地を確保し、提供する。

#### 細目書第8条（訴訟等が提起された場合）

- ・ 移転事業等に関して、市又は本昌寺に対して訴訟が提起された場合には、被告となったものがそれぞれ自己の費用において、その解決を図る。